

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第91号	さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則	税 制 課	令和2年7月1日
規則第92号	さいたま市旅館業法施行細則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課	令和2年7月1日
規則第93号	さいたま市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課	令和2年7月1日
規則第94号	さいたま市住宅用家屋証明規則の一部を改正する規則	建 築 総 務 課	令和2年7月6日
規則第95号	失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和2年8月12日
規則第96号	さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	環 境 薬 事 課	令和2年8月31日
規則第97号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和2年9月17日
規則第98号	さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	生 活 福 祉 課	令和2年9月29日
規則第99号	さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則	生 活 福 祉 課	令和2年9月29日
規則第100号	さいたま市自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和2年9月29日
規則第101号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医 事 課	令和2年9月30日

さいたま市規則第91号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）
1 総則	1 総則
様式番号	様式番号
名称	名称
[略]	[略]
23	23
徴収猶予承認通知書	徴収猶予承認（一部承認）通知書
23の2	23の2
徴収猶予一部承認通知書	徴収猶予期間延長承認（一部承認）通知書
23の3	
徴収猶予期間延長承認通知書	
23の4	
徴収猶予期間延長一部承認通知書	
[略]	[略]
26の5	26の5
換価の猶予承認通知書	換価の猶予承認（一部承認）通知書
26の5の2	
換価の猶予一部承認通知書	
[略]	[略]
26の7	26の7
換価の猶予期間延長承認通知書	換価の猶予期間延長承認（一部承認）通知書
26の7の2	
換価の猶予期間延長一部承認通知書	
[略]	[略]
2 [略]	2 [略]
3 固定資産税及び都市計画税	3 固定資産税及び都市計画税
様式番号	様式番号
名称	名称
[略]	[略]
68の2	68の2
[略]	[略]
68の3	
固定資産現所有者申告書	
[略]	[略]

## 様式第9号(別表第1関係)(裏)

[略]

[略]  
延滞金

納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中におい

## 様式第9号(別表第1関係)(裏)

[略]

[略]  
延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

ては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、<sup>しんねん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

様式第9号の2（別表第1関係）（裏）

[略]	[略]	[略]
]	延滞金	]
	納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数が	

様式第9号の2（別表第1関係）（裏）

[略]	[略]	[略]
]	延滞金	]
	納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,0	

あるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パー

00円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

セントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

## 様式第9号の3 (別表第1関係) (裏)

[略]	[略]
延滞金	
<p>納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例</p>	

## 様式第9号の3 (別表第1関係) (裏)

[略]	[略]
延滞金	
<p>納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>	

基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。  
令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

様式第23号及び様式第23号の2を次のように改める。

様

さいたま市長



徴収猶予承認通知書

年 月 日付けで申請のあった徴収の猶予について、次のとおり承認しましたので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
徴収の猶予を 承認した	徴収金			
	期間	から	まで	
該当条項				
納付 (納入) 計画	期限	金額(円)	期限	金額(円)
担保財産				
備考				

様

さいたま市長



徴収猶予一部承認通知書

年 月 日付けで申請のあった徴収の猶予について、次のとおり一部承認しましたので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
徴収の猶予を 一部承認した	徴収金			
	期間	から	まで	
該当条項				
納付 (納入) 計画	期限	金額(円)	期限	金額(円)
担保財産				
一部承認 となった 理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第23号の2の次に次の2様式を加える。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



徴収猶予期間延長承認通知書

年 月 日付けで申請のあった徴収の猶予期間の延長について、次のとおり承認しましたので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
徴収の猶予 期間の延長を 承認した	徴収金			
	期 間	から	まで	
該当条項				
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
担保財産				
備考				

様

さいたま市長



徴収猶予期間延長一部承認通知書

年 月 日付けで申請のあった徴収の猶予期間の延長について、次のとおり一部承認しましたので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
徴収の猶予 期間の延長を 一部承認した	徴収金			
	期 間	から	まで	
該当条項				
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
担保財産				
一部承認 となった 理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第26号（別表第1関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">換価の猶予通知書</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-left: 20px;">[略]</div>	<p>様式第26号（別表第1関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">換価の猶予通知書</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-left: 20px;">[略]</div> <p>(教示)</p> <p><u>1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p><u>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</u></p> <p><u>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>
<p>様式第26号の2（別表第1関係）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第26号の2（別表第1関係）</p> <p>[略]</p>

換価の猶予期間延長通知書

[略]

[略]

換価の猶予期間延長通知書

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第26号の5を次のように改める。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



換価の猶予承認通知書

年 月 日付けで申請のあった換価の猶予について、次のとおり承認しましたので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
換価の猶予を 承認した	徴収金			
	期間	から	まで	
納付 (納入) 計画	期限	金額(円)	期限	金額(円)
担保財産				
備考				

様式第26号の5の次に次の1様式を加える。

様

さいたま市長



換価の猶予一部承認通知書

年 月 日付けで申請のあった換価の猶予について、次のとおり一部承認しましたので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
換価の猶予を 一部承認した	徴収金			
	期 間	から	まで	
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
担保財産				
一部承認 となった 理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第26号の7を次のように改める。

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



換価の猶予期間延長承認通知書

年 月 日付けで申請のあった換価の猶予期間の延長について、次のとおり承認しましたので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
換価の猶予 期間の延長を 承認した	徴収金			
	期間	から まで		
納付 (納入) 計画	期限	金額(円)	期限	金額(円)
担保財産				
備考				

様式第26号の7の次に次の1様式を加える。

様

さいたま市長



換価の猶予期間延長一部承認通知書

年 月 日付で申請のあった換価の猶予期間の延長について、次のとおり一部承認しましたので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所 又は所在地			
	氏名 又は名称			
換価の猶予 期間の延長を 一部承認した	徴収金			
	期 間	から まで		
納付 (納入) 計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
担保財産				
一部承認 となった 理由				
備考				

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第28号（別表第1関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">滞納処分の執行停止通知書</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 40px;">[略]</div>	<p>様式第28号（別表第1関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">滞納処分の執行停止通知書</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 40px;">[略]</div> <p>(教示)</p> <p><u>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p><u>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</u></p> <p><u>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>
<p>様式第41号（1）（別表第1関係）（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 40px;">1～3 [略]</div>	<p>様式第41号（1）（別表第1関係）（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 40px;">1～3 [略]</div>

#### 4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

5 [略]

#### 4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

5 [略]

様式第41号（2）（表）を次のように改める。



次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第42号(1) (別表第1関係) (裏)	様式第42号(1) (別表第1関係) (裏)
<p>1～3 [略]</p> <p>4 延滞金            納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>延滞金特例基準割合</u>」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合です。            延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>5 [略]</p>	<p>1～3 [略]</p> <p>4 延滞金            納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>特例基準割合</u>」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合です。            延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>5 [略]</p>

様式第42号(3) (表) を次のように改める。



次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第66号(1) (別表第1関係) (裏)	様式第66号(1) (別表第1関係) (裏)
<p>1～3 [略]</p> <p>4 延滞金            納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>延滞金特例基準割合</u>」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合です。            延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>5 [略]</p>	<p>1～3 [略]</p> <p>4 延滞金            納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>特例基準割合</u>」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合です。            延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>5 [略]</p>

様式第68号の2の次に次の2様式を加える。

様式第68号の3(別表第1関係)(表)



固定資産現所有者申告書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申告者

住 所

(所在地)

氏 名



(名称及び代表者氏名)

個人番号又は

法人番号

電話番号

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、さいたま市市税条例第83条の3の規定により、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

代表者となる 現所有者	氏 名 (名称)	フリガナ					固定資産 課税台帳 の所有者 との続柄		
	個人番号 (法人番号)								
	住 所 (所在地)								
	生年月日	年	月	日	電話番号				
固定資産課税 台帳の所有者 (被相続人など)	氏 名	フリガナ					死亡年月日		
							年	月	日
	住 所								

(注)

様式第68号の3(別表第1関係)(裏)

その他の現所有者	氏名 (名称)	フリガナ						固定資産 課税台帳 の所有者 との続柄	
		㊞							
	個人番号 (法人番号)								
	住所 (所在地)								
	生年月日	年 月 日			電話番号				
	氏名 (名称)	フリガナ						固定資産 課税台帳 の所有者 との続柄	
		㊞							
	個人番号 (法人番号)								
	住所 (所在地)								
	生年月日	年 月 日			電話番号				
	氏名 (名称)	フリガナ						固定資産 課税台帳 の所有者 との続柄	
		㊞							
	個人番号 (法人番号)								
	住所 (所在地)								
	生年月日	年 月 日			電話番号				
	氏名 (名称)	フリガナ						固定資産 課税台帳 の所有者 との続柄	
	㊞								
個人番号 (法人番号)									
住所 (所在地)									
生年月日	年 月 日			電話番号					
備考欄									

(注)

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第80号（別表第1関係）（裏）	様式第80号（別表第1関係）（裏）
<p>[略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 延滞金</p> <p>納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>延滞金特例基準割合</u>」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>4 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 延滞金</p> <p>納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>特例基準割合</u>」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>4 [略]</p> <p>[略]</p>

[略]

1・2 [略]

## 3 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 [略]

[略]

1・2 [略]

## 3 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 [略]

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第9号（裏）、様式第9号の2（裏）、様式第9号の3（裏）、様式第41号（1）（裏）、様式第41号（2）（表）、様式第42号（1）（裏）、様式第42号（3）（表）、様式第66号（1）（裏）、様式第80号（裏）及び様式第81号（裏）の改正は、令和3年1月1日から施行する。

さいたま市規則第92号

さいたま市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市旅館業法施行細則（平成14年さいたま市規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p style="text-align: center;">(許可申請書の様式等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 入浴設備の原湯、原水、<u>上がり用湯又は上がり用水</u>として使用する水の水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し</p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(水質の基準)</p> <p>第9条 原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>として使用する水の水質に係る条例第5条第4項第3号イ、第8条第1項第4号ア、第2項第4号ア及び第3項第1号アの規則で定める基準は、別表第1の検査項目の欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査における同表の基準の欄に掲げる基準のとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、その基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表第1項から第4項までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">検査項目</th> <th style="width: 33%;">検査方法</th> <th style="width: 33%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 <u>pH値</u></td> <td>[略]</td> <td>5.8以上8</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	基準	1・2 [略]			3 <u>pH値</u>	[略]	5.8以上8	<p style="text-align: center;">(許可申請書の様式等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 入浴設備の原湯、原水、<u>上り用湯又は上り用水</u>として使用する水の水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し</p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(水質の基準)</p> <p>第9条 原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>として使用する水の水質に係る条例第5条第4項第3号イ、第8条第1項第4号ア、第2項第4号ア及び第3項第1号アの規則で定める基準は、別表第1の検査項目の欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査における同表の基準の欄に掲げる基準のとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、その基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表第1項から第4項までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">検査項目</th> <th style="width: 33%;">検査方法</th> <th style="width: 33%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 <u>水素イオ</u></td> <td>[略]</td> <td><u>水素指数</u>5.</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	基準	1・2 [略]			3 <u>水素イオ</u>	[略]	<u>水素指数</u> 5.
検査項目	検査方法	基準																	
1・2 [略]																			
3 <u>pH値</u>	[略]	5.8以上8																	
検査項目	検査方法	基準																	
1・2 [略]																			
3 <u>水素イオ</u>	[略]	<u>水素指数</u> 5.																	

		. 6 以下であること。
4 有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素（TOC）の量にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	全有機炭素（TOC）の量にあつては1リットル中に3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中に10ミリグラム以下であること。
5・6 [略]		

別表第2（第9条関係）

検査項目	検査方法	基準
1 [略]		
2 有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素（TOC）の量にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	全有機炭素（TOC）の量にあつては1リットル中に8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中に25ミリグラム以下であること。
3・4 [略]		

様式第1号（第2条、第12条関係）  
旅館業営業許可申請書

[略]

[略]

備考 次の書類を添付してください。

1～4 [略]

5 入浴設備の原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し

6 [略]

<u>ン濃度</u>		8以上8.6以下であること。
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測定法	1リットル中に3ミリグラム以下であること。
5・6 [略]		

別表第2（第9条関係）

検査項目	検査方法	基準
1 [略]		
2 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	滴定法	1リットル中に25ミリグラム以下であること。
3・4 [略]		

様式第1号（第2条、第12条関係）  
旅館業営業許可申請書

[略]

[略]

備考 次の書類を添付してください。

1～4 [略]

5 入浴設備の原湯、原水、上り用湯又は上り用水として使用する水の水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し

6 [略]

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第93号

さいたま市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市公衆浴場法施行細則（平成14年さいたま市規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(営業の許可申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 省令第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 原湯、原水、<u>上がり用湯又は上がり用水として使用する水の</u>水質検査（第8条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第8条 原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水の水質</u>について、条例別表第1第17項の規則で定める基準は、別表第1の検査項目の欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査における同表の基準の欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表第1項から第4項までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">検査項目</th> <th style="width: 33%;">検査方法</th> <th style="width: 33%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	基準	1・2 [略]			<p>(営業の許可申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 省令第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 原湯、原水、<u>上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、当該水の</u>水質検査（第8条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第8条 <u>水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質</u>について、条例別表第1第17項の規則で定める基準は、別表第1の検査項目の欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査における同表の基準の欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表第1項から第4項までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">検査項目</th> <th style="width: 33%;">検査方法</th> <th style="width: 33%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	基準	1・2 [略]		
検査項目	検査方法	基準											
1・2 [略]													
検査項目	検査方法	基準											
1・2 [略]													

3	pH値	[略]	5.8以上8.6以下であること。
4	有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素（TOC）の量にあっては全有機炭素計測法、過マンガン酸カリウム消費量にあっては滴定法	全有機炭素（TOC）の量にあっては1リットル中に3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあっては1リットル中に10ミリグラム以下であること。
5・6 [略]			

3	水素イオン濃度	[略]	水素指数5.8以上8.6以下であること。
4	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測法	1リットル中に3ミリグラム以下であること。
5・6 [略]			

別表第2（第8条関係）

検査項目	検査方法	基準
1 [略]		
2 有機物等（全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素（TOC）の量にあっては全有機炭素計測法、過マンガン酸カリウム消費量にあっては滴定法	全有機炭素（TOC）の量にあっては1リットル中に8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあっては1リットル中に25ミリグラム以下であること。
3・4 [略]		

別表第2（第8条関係）

検査項目	検査方法	基準
1 [略]		
2 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	滴定法	1リットル中に25ミリグラム以下であること。
3・4 [略]		

様式第1号（第2条、第7条関係）

公衆浴場営業許可申請書

[略]

[略]

備考 次の書類を添付してください。

1～4 [略]

5 原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査（第8条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し

6・7 [略]

様式第1号（第2条、第7条関係）

公衆浴場営業許可申請書

[略]

[略]

備考 次の書類を添付してください。

1～4 [略]

5 原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあっては、当該水の水質検査（第8条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し

6・7 [略]

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第94号

さいたま市住宅用家屋証明規則の一部を改正する規則

さいたま市住宅用家屋証明規則（平成13年さいたま市規則第224号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(証明申請の手続) 第2条 [略] 2 [略] 3 個人が取得した建築後使用されたことのない家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、第1項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第3号の証明書及び前項第4号の申立書については、提出に限る。 (1)・(2) [略] (3) 当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）の当該家屋が建築後使用されたことのないものである旨の証明書 (4)・(5) [略] 4 個人が取得した建築後使用されたことのある家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、第1項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第2項第4号の申立書については、提出に限る。 (1) [略] (2) 建築後25年超（当該家屋が耐火建築物（登記記録に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物。以下この号において同じ。）である家屋である場合に限る。）又は20年超（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。）の家屋について証明を受けようとする場	(証明申請の手続) 第2条 [略] 2 [略] 3 個人が取得した建築後使用されたことのない家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、第1項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第3号の証明書及び前項第4号の申立書については、提出に限る。 (1)・(2) [略] (3) 当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者の当該家屋が建築後使用されたことのないものである旨の証明書 (4)・(5) [略] 4 個人が取得した建築後使用されたことのある家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、第1項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第2項第4号の申立書については、提出に限る。 (1) [略] (2) 建築後25年超（当該家屋が耐火建築物（登記記録に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物。以下この号において同じ。）である家屋である場合に限る。）又は20年超（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。）の家屋について証明を受けようとする場

合は、次のいずれかの書類

ア・イ [略]

ウ 当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次のア及びイに掲げる要件に適合する保険契約であって、当該家屋の取得の日前2年以内に締結されたものに限る。）が締結されていることを証する書類

ア [略]

イ 建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）（構造耐力に影響のないものを除く。次のbにおいて同じ。）がある場合において、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる損害を填補するものであること。

a 宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第2条第4項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下この号及び次号イにおいて同じ。）が売主である場合 既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治29年法律第89号）第415条、第541条、第542条、第562条及び第563条に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害

b 宅地建物取引業者以外の者が売主である場合 既存住宅売買瑕疵保証責任（保証者（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分に瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を填補することを保証する者をいう。以下同じ。）が負う保証の責任をいう。）を履行することによって生じた保証者の損害

(3) 租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条第1項各

合は、次のいずれかの書類

ア・イ [略]

ウ 当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次のア及びイに掲げる要件に適合する保険契約であって、当該家屋の取得の日前2年以内に締結されたものに限る。）が締結されていることを証する書類

ア [略]

イ 建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に隠れた瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。以下同じ。）がある場合において、次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる損害を填補するものであること。

a 宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第2条第3項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が売主である場合 既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治29年法律第89号）第570条において準用する同法第566条第1項に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害

b 宅地建物取引業者以外の者が売主である場合 既存住宅売買瑕疵保証責任（保証者（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分に隠れた瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を填補することを保証する者をいう。以下同じ。）が負う保証の責任をいう。）を履行することによって生じた保証者の損害

(3) 租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅

号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は保険法人が、当該申請に係る工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する増改築等工事証明書(様式第3号)。ただし、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合においては、増改築等工事証明書に加えて、当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(次のア及びイに掲げる要件に適合するものに限る。)が締結されていることを証する書類

ア [略]

イ 建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の給水管若しくは排水管に瑕疵(通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。)がある場合又は雨水の浸入を防止する部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第2項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。)に瑕疵(雨水の浸入に影響のないものを除く。)がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任(建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法第415条、第541条、第542条、第562条及び第563条に規定する担保の責任をいう。)を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を補填するものであること。

(4)・(5) [略]

様式第2号(第2条関係)

耐震基準適合証明書

[略]

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

用の家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は保険法人が、当該申請に係る工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する増改築等工事証明書(様式第3号)。ただし、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合においては、増改築等工事証明書に加えて、当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(次のア及びイに掲げる要件に適合するものに限る。)が締結されていることを証する書類

ア [略]

イ 建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の給水管若しくは排水管に~~隠れた~~瑕疵(通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。)がある場合又は雨水の浸入を防止する部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第2項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。)に~~隠れた~~瑕疵(雨水の浸入に影響のないものを除く。)がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任(建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第2条第3項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。))が負うこととされている民法第570条において準用する同法第566条第1項に規定する担保の責任をいう。)を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を補填するものであること。

(4)・(5) [略]

様式第2号(第2条関係)

耐震基準適合証明書

[略]

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	印
	[略]	
[略]		

2. 証明者が指定確認検査期間の場合

[略]		
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名	
	[略]	

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

[略]		
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名	
	[略]	

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

[略]		
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名	
	[略]	

注

証明を行った建築士	氏名	印
	住所	
[略]		

2. 証明者が指定確認検査期間の場合

[略]		
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名	
	住所	
[略]		

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

[略]		
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名	
	住所	
[略]		

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

[略]		
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名	
	住所	
[略]		

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第2条関係）

増改築等工事証明書

（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）

証明申請者	住所	
	氏名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

1. 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築    2 改築    3 大規模の修繕    4 大規模の模様替			
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替    2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替    4 壁の過半の修繕又は模様替			
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室    2 調理室    3 浴室    4 便所    5 洗面所 6 納戸    7 玄関    8 廊下			
第4号工事 （耐震改修工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
第5号工事 （バリアフリー改修工事）	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅    2 階段の勾配の緩和    3 浴室の改良 4 便所の改良    5 手すりの取付    6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良    8 床材の取替			
第6号工事 （省エネ改修工事）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事		
		上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	地域区分	1 地域    2 地域    3 地域    4 地域 5 地域    6 地域    7 地域    8 地域
			省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事	
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 地域    2 地域    3 地域    4 地域 5 地域    6 地域    7 地域    8 地域	

		改修工事後の住宅の省エネルギー性能	1 断熱性能等級 4 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及び断熱等性能等級 3				
		住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名称				
			登録番号	第	号		
		住宅性能評価書の交付番号	第	号			
		住宅性能評価書の交付年月日		年	月	日	
	増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事					
		上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事					
		地域区分	1 地域	2 地域	3 地域	4 地域	
			5 地域	6 地域	7 地域	8 地域	
		改修工事後の住宅の省エネルギー性能	1 断熱性能等級 4 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及び断熱等性能等級 3				
		長期優良住宅建築等計画の認定主体					
	長期優良住宅建築等計画の認定番号	第	号				
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年	月	日		
第 7 号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替						

## 2. 実施した工事の内容

--

## 3. 実施した工事の費用の額

### (1) 特定の増改築等に要した費用の総額

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円
----------------------	---

### (2) 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
---------------------	---

### (3) 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

① 第4号工事に要した費用の額	円
② 第5号工事に要した費用の額	円
③ 第6号工事に要した費用の額	円
④ 第7号工事に要した費用の額	円

上記の工事が、租税特別措置法施行令及び地方税法施行令に規定する工事に該当することを証明します。

証明年月日	年	月	日
-------	---	---	---

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称	印		
	住所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号		
		登録を受けた地方整備局等名		

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付		
		合格通知番号又は合格証書番号		

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印	
	住 所			
	指定年月日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付		
		合格通知番号又は合格証書番号		

注

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第95号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（平成26年さいたま市規則第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u> この規則は、公布の日から施行する。 <u>（特定退職者に関する暫定措置）</u></p> <p><u>2</u> 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第7条及び第22条第1項の規定の適用については、第7条中「次のとおり」とあるのは「<u>雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同令第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり</u>」と、第22条第1項中「<u>雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）</u>」とあるのは「<u>雇用保険法施行規則</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則の規定は、令和2年5月1日以後に退職した者について適用する。

さいたま市規則第96号

さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所長事務委任規則（平成14年さいたま市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に関する委任事務）</p> <p>第26条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>法第14条第13項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る一部変更の承認に関すること。</u></p> <p>(9) <u>法第14条第14項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る軽微な変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(10)～(25) [略]</p> <p><u>(26) 法第69条第4項の規定による報告の徴収、立入検査及び収去に関すること。</u></p> <p>(27) 法第69条第5項の規定による報告の徴収、立入検査及び収去に関すること。</p> <p><u>(28) 法第70条第3項の規定による医薬品等の廃棄等の処分に関すること。</u></p> <p>(29) [略]</p> <p>(30) [略]</p> <p>(31) [略]</p>	<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に関する委任事務）</p> <p>第26条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>法第14条第9項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る変更の承認に関すること。</u></p> <p>(9) <u>法第14条第10項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る軽微な変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(10)～(25) [略]</p> <p>(26) 法第69条第4項の規定による報告の徴収、立入検査及び収去に関すること。</p> <p><u>(27) 法第70条第2項の規定による医薬品等の廃棄等の処分に関すること。</u></p> <p>(28) [略]</p> <p>(29) [略]</p> <p>(30) [略]</p>

(32) [略]  
(33) [略]  
(34) [略]  
(35) [略]  
(36) [略]  
(37) [略]  
(38) [略]  
(39) [略]  
(40) [略]  
(41) [略]  
(42) [略]  
(43) [略]  
(44) [略]  
(45) [略]  
(46) [略]  
(47) [略]  
(48) [略]  
(49) [略]  
(50) [略]  
(51) [略]  
(52) [略]  
(53) [略]  
(54) [略]  
(55) [略]  
(56) [略]  
(57) [略]  
(58) [略]  
(59) [略]  
(60) [略]  
(61) [略]  
(62) [略]  
(63) [略]  
(64) [略]  
(65) [略]  
(66) [略]  
(67) [略]  
(68) [略]  
(69) [略]  
(70) [略]  
(71) [略]  
(72) [略]  
(73) [略]  
(74) [略]  
(75) [略]  
(76) [略]  
(77) [略]

(31) [略]  
(32) [略]  
(33) [略]  
(34) [略]  
(35) [略]  
(36) [略]  
(37) [略]  
(38) [略]  
(39) [略]  
(40) [略]  
(41) [略]  
(42) [略]  
(43) [略]  
(44) [略]  
(45) [略]  
(46) [略]  
(47) [略]  
(48) [略]  
(49) [略]  
(50) [略]  
(51) [略]  
(52) [略]  
(53) [略]  
(54) [略]  
(55) [略]  
(56) [略]  
(57) [略]  
(58) [略]  
(59) [略]  
(60) [略]  
(61) [略]  
(62) [略]  
(63) [略]  
(64) [略]  
(65) [略]  
(66) [略]  
(67) [略]  
(68) [略]  
(69) [略]  
(70) [略]  
(71) [略]  
(72) [略]  
(73) [略]  
(74) [略]  
(75) [略]  
(76) [略]

(78) [略]  
(79) [略]  
(80) [略]  
(81) [略]  
(82) [略]  
(83) [略]  
(84) [略]  
(85) [略]  
(86) [略]  
(87) [略]  
(88) [略]  
(89) [略]

(77) [略]  
(78) [略]  
(79) [略]  
(80) [略]  
(81) [略]  
(82) [略]  
(83) [略]  
(84) [略]  
(85) [略]  
(86) [略]  
(87) [略]  
(88) [略]

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

さいたま市規則第97号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（条例附則第13項の規則で定める日）</u> <u>第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日</u> <u>は、令和2年12月31日とする。</u>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## さいたま市規則第98号

### さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活保護法施行細則（平成13年さいたま市規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保護金品の交付) 第6条 [略] 2 福祉事務所長は、被保護者を法第30条第1項ただし書の規定により入所の委託をしているとき <u>（日常生活支援住居施設に入所の委託をしているときを除く。）</u> は、受託者に対し、保護金品に保護費支給明細書又は保護物品交付明細書を添え、毎月5日を例として交付しなければならない。 3 [略]	(保護金品の交付) 第6条 [略] 2 福祉事務所長は、被保護者を法第30条第1項ただし書の規定により入所の委託をしているときは、受託者に対し、保護金品に保護費支給明細書又は保護物品交付明細書を添え、毎月5日を例として交付しなければならない。 3 [略]

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第9条関係）

被保護者入所（利用）委託書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市 福祉事務所長 印

第30条第1項ただし書

生活保護法 第33条第2項 の規定により、次の者の入所（利用）に  
第36条第2項

ついて、貴所に委託します。

(フリガナ) 被保護者氏名 (世帯主 ・ 世帯主以外)	年 月 日生
摘要	
委託開始年月日	年 月 日
重点的要支援者（日常生活支援住居施設のみ）	該当 ・ 非該当
利用委託の種別（授産のみ）	施設 ・ 家庭
備考	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## さいたま市規則第99号

さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(支援給付金品の交付) 第6条 [略] 2 福祉事務所長は、被支援者についてその例によるものとされた生活保護法第30条第1項ただし書の規定により入所の委託をしているとき <u>(日常生活支援住居施設に入所の委託をしているときを除く。)</u> は、受託者に対し、支援給付金品に支援給付費支給明細書又は支援給付物品交付明細書を添え、毎月5日を例として交付しなければならない。	(支援給付金品の交付) 第6条 [略] 2 福祉事務所長は、被支援者についてその例によるものとされた生活保護法第30条第1項ただし書の規定により入所の委託をしているときは、受託者に対し、支援給付金品に支援給付費支給明細書又は支援給付物品交付明細書を添え、毎月5日を例として交付しなければならない。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第9条関係）

被支援者入所（利用）委託書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市 福祉事務所長 印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び  
特定配偶者の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた、

第30条第1項ただし書

生活保護法 第33条第2項 の規定により、次の者の入所（利用）に  
第36条第2項

ついて、貴所に委託します。

(フリガナ)	
被支援者氏名	年 月 日生
(世帯主 ・ 世帯主以外)	
摘要	
委託開始年月日	年 月 日
重点的要支援者（日常生活支援住居施設のみ）	該当 ・ 非該当
利用委託の種別（授産のみ）	施設 ・ 家庭
備考	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第100号

さいたま市自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市自動車の臨時運行許可に関する規則（平成13年さいたま市規則第152号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p>第2条 臨時運行許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車臨時運行許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、かつ、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による<u>自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書及び次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 自動車検査証返納証明書</u></p> <p><u>(4) 自動車予備検査証</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、当該自動車を確認できる書類</u></p> <p><u>2 申請者は、申請書を提出する際に、自動車運転免許証その他申請者を確認できる書類（申請者が法人の場合にあっては、申請書を持参した者を確認できる書類）を提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 申請者は、市長が必要があると認めるときは、申請内容を確認できる書類を提示しなければならない。</u></p>	<p>(申請)</p> <p>第2条 臨時運行許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車臨時運行許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、かつ、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による<u>自動車損害賠償責任証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書及び次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、自動車を確認できる書類</u></p> <p><u>2 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、申請者が本人であることを確認できる書類の提示を求めることができる。</u></p>

様式第1号を次のように改める。

自動車臨時運行許可申請書  
APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

車名 Maker of the vehicle				
形状 Type of Body	1 箱型 (Box-shaped) 3 バン (Van) 5 オートバイ (Motorcycle)	2 ステーションワゴン (Station Wagon) 4 キャブオーバ (Cab-over) 6 その他(Other) ( )		
車台番号 Serial No.			自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送 (Inspection)      2 登録のための回送 (Registration) 3 封印取付け (Seal) のための回送 4 その他 (Other) ( )		保険会社名 Name of Co.	
			証明書番号 Voucher No.	
運行の経路 Route	出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。		保険期間 Insurance Period	自 (From)      年      月      日
				至 (To)      年      月      日
運行の期間 Service period	自 (From)      年      月      日 至 (To)      年      月      日 ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は1～2日間です。)		備考	

注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

年      月      日

(宛名) さいたま市      区長

申 請 人	住所 Applicant's Address	
	氏名または名称 Name ※法人の場合は 代表者名も 記入してください。	(代表者)
		電話番号 ( ) ( )
	業 種 Type of industry	1 販売業 (Sales)      2 整備業 (Maintenance Services) 3 個人 (Personal)
	番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請人と異なる場合のみ記入

番号標番号	枚数 —      1      2
許可番号	No.
許可年月日	年      月      日
有効期間	年      月      日 ～      年      月      日
返納年月日	
備考	

返納期限      年      月      日まで

## 附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第101号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前		
(使用料) 第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。 (1)・(2) [略] (3) <u>入院時食事療養費</u> (4)・(5) [略] (6) <u>産後ケア事業</u>		(使用料) 第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。 (1)・(2) [略] (3) <u>入院時食事療養費</u> (4)・(5) [略]		
別表第2（第13条関係）		別表第2（第13条関係）		
[略]		[略]		
検査料	[略]	検査料	[略]	
歯科インプラント治療料	ラジオグラフィックガイド	20,000円		
	シミュレーション	25,000円		
	一次手術	手術基本料	50,000円	
		埋入料	1本につき 100,000円	
	サージカルガイド	1本用	37,500円	
		2～4本用	55,500円	
5本以上用		93,000円		

骨移植	サイナス リフト	片側につき 86 , 700円
	ソケット リフト	1本につき 15 , 000円
二次手術		1本につき 20 , 000円
補綴	仮歯	1本につき 50 , 000円
	仮歯(ダ ミー部)	1本につき 25 , 000円
	単独歯(イ ンプラ ント部)	1本につき 15 0, 000円
	ブリッジ (ダミー 部)	1本につき 75 , 000円
オール オン4 手術	即時義歯	169, 500円
	仮歯	236, 800円
	最終補綴 物	792, 000円
メンテナンス		30分につき 9 , 000円

その他の保険外診療 [略]

産後ケア事業 市長が別に定める額

[略]

備考

1～7 [略]

8 「歯科インプラント治療料」とは、歯科インプラント治療に係る手技料等をいい、治療に使用する材料費は実費を別に徴収する。

その他の保険外診療 [略]

[略]

備考

1～7 [略]

## 附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。